

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立てに係る行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、特定の河川名（以下「本件河川名」という。）を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年8月19日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、土木建築部砂防室長が平成16年3月以降に作成した「事務引継書」の中に記載されている文書のうち、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分に関する「懸案事項引継書」の該当部分のみについての行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、土木建築部砂防室長が平成16年3月以降に作成した事務引継書のうち、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号に関する懸案事項引継書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第2号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年8月31日付け砂防第22号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年10月14日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書における主張

本件処分は、その開示しない部分の理由として、特定の個人に関する情報が含まれているため(条例第10条第2号に該当)としている。

しかし、現実に部分開示された文書には、特定の個人に関する情報とは到底

考えられない単なる河川名が黒く塗りつぶされているなど、事実関係を隠蔽しようとする裁量権の濫用が横行している。

このことから、本件処分において、本来は適正に開示すべき文字を黒く塗りつぶした、①懸案事項の欄の記述及び②経過概要の欄の記述を速やかに開示するよう要求する。

(2) 意見書における主張

実施機関の理由説明書によれば、「(前略) 自宅前か市道を挟む形で砂防河川がある。また、自宅前に橋はなく、自宅前の砂防河川に車道橋を設置すると、県道への進入が可能となると当該関係人は主張している。この情報に加え、河川名が特定された場合、当該関係人宅は当該河川沿い又は市道を挟んで当該河川沿いにあり県道と接触した位置にはなく、また、県道も特定されるおそれがある。さらに、現地の道路及び河川の状況を確認することで、対象となる個人宅は数件に絞り込まれることになる。」と明記されている。

しかし、本件処分の内容は、広島県（建設局竹原支局）が所掌している砂防行政のずさんな現状を隠匿しようとして画策したものである。理由説明書では、「自宅前の砂防河川に車道橋を設置すると、県道への進入が可能となると当該関係人は主張している」と明記しているが、真実は、「自動車交通不能として法的に管理されている市道を通行せずに、高齢者等の命を守るために、その生活に必要な唯一の安全な道路となる車道橋を私費で設置したい」と主張しているものである。

これらの事実関係を自らに都合よく解釈し、さらに、不都合な事実を隠匿しようとして、開示請求の対象とした文書の内容の一部を黒く塗りつぶしたことは裁量権の濫用であり、到底納得できない。当該河川には、不法に占用された橋梁や構造物が多数存在していることが確認されており、当該実態を隠匿するためにも当該河川の固有名詞を開示してはいけないという判断が優先されたものである。

おって、「県道も特定されるおそれがある」との理由まで持ち出して行った本件処分に合理的な根拠はないことから、本件不開示部分を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件不開示部分は個人名及び河川名であり、異議申立人はこのうち本件河川名は個人情報に該当しないとして開示を求めているが、当機関が本件河川名を不開示とした理由は次のとおりである。

開示した文書の経過概要の欄に個人である関係人についての詳細な情報の記述があり、次の情報を得ることができる。

当該関係人の家の前には市道と砂防河川がある。記述には「自宅前の砂防河川」とあることから、自宅前か市道を挟む形で砂防河川がある。

また、自宅前に橋はなく、自宅前の砂防河川に車道橋を設置すると、県道への進入が可能となると当該関係人は主張している。

この情報に加え、本件河川名が特定された場合、当該関係人宅は当該河川沿い又は市道を挟んで当該河川沿いにあり県道と接触した位置にはなく、また、県道も特定されるおそれがある。さらに、現地の道路及び河川の状況を確認することで、対象となる個人宅は数件に絞り込まれることになる。

条例第10条第2号の規定では、個人情報とは「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（以下省略）」とされている。

本件河川名は、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、上記により河川名を特定することで、特定の個人を識別され得る可能性があるとして判断したため、個人情報として不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報や特許申請をする前のアイディア、未発表の論文などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

(1) 特定の個人名について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示とした個人名は、

実施機関が行った不許可処分の関係人の氏名であり、特定の個人が識別されることから、条例第10条第2号本文に該当する個人情報であって、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

よって、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 本件河川名について

実施機関は、上記第4のとおり、本件河川名を特定することで、特定の個人を識別され得る可能性がある旨主張する。

そこで、当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が説明するように、本件河川名を公にすると、対象となる個人宅が数件に絞り込まれることとなることは認められるが、本件対象文書に記載された情報からは、直接、特定の個人を識別することまでは困難と認められ、特定の個人が識別され得るとまではいえない。

また、当該個人の特定につながる本件河川名以外の情報を当該個人と関わりのない第三者が通常入手し得ることは困難であると考えられることから、本件河川名は、他の情報と照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報とは認められない。

よって、本件不開示部分のうち本件河川名については、条例第10条第2号本文に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とはいえず、また、本件対象文書の記載内容の性質からして「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ともいえないため、同号の不開示情報に該当する情報とは認められず、実施機関においてはこれを開示すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19. 10. 30	・ 諮問を受けた。
平成 20. 1. 10	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 20. 2. 15	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 20. 2. 21	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成 20. 12. 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。
令和 2. 6. 19 (令和 2 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 9. 25 (令和 2 年度第 5 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 10. 23 (令和 2 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授